

# 衆議院経済産業委員会ニュース

平成 26.4.18 第 186 回国会第 11 号

4 月 18 日（金）、第 11 回の委員会が開かれました。

## 1 特許法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 65 号）（参議院送付）

- ・茂木経済産業大臣、松島経済産業副大臣、田中経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。

（質疑者及び主な質疑内容）

### 宮崎政久君（自民）

- ・「日本再興戦略」及び「知的財産政策ビジョン」において明記された「今後 10 年で世界最高の『知的財産立国』を目指す」旨の目標実現に向けた本改正案の位置付け及び今後の見通しについて、政府の見解を伺いたい。
- ・地域団体商標の登録主体である団体の内部紛争により当該団体に所属できなくなった事業者による当該商標の使用は商標権の侵害に当たる恐れがあるが、同制度はこのような場合の紛争調整機能を有するのか、政府の見解を伺いたい。

### 江田康幸君（公明）

- ・「優先権の主張」に係る救済規定の整備の意義について政府の見解を伺いたい。
- ・京都大学の iPS 細胞に係る特許戦略を踏まえた大学や研究機関における特許戦略に対する支援の在り方について、政府の見解を伺いたい。

### 枝野幸男君（民主）

- ・弁理士の使命条項の明確化について、知的財産の分野において弁護士など他の専門家と連携を図る必要があると考えるが、政府の見解を伺いたい。
- ・公務員定数抑制が重要とされている中で、特許審査の迅速化のための人員を含む審査体制の強化に向けた茂木経済産業大臣の決意を伺いたい。

### 岸本周平君（民主）

- ・2006 年に開始して 2012 年に中断された特許庁の事務処理システム開発プロジェクトについて、失敗に対する処分はどのような形で行われたのか。
- ・新しいタイプの商標の保護対象への追加など、今回の法改正に対応したシステムは、改正法が施行される予定の 2015 年 4 月までに開発が可能なのか。

### 今井雅人君（維新）

- ・第三者の知見を活用するための制度のこれまでの変遷を踏まえて、本改正案により、新たに特許異議申立て制度が創設されることとなった理由は何か。
- ・本改正案では、色彩や音といった商標を保護対象に追加しているが、諸外国に比べて、我が国の対応が遅れた理由は何か。

### 木下智彦君（維新）

- ・我が国と諸外国における意匠権の存続期間の相違により、外国においてデザインを模倣される恐れがあるのではないか。
- ・ビジネスモデル特許は諸外国においてどのように保護されているのか。

### 三谷英弘君（みんな）

- ・本改正案では商標の保護対象とされていない匂い、触感及び味の商標を今後保護対象とするためには、どのような要件が必要となるのか。
- ・今回の法改正により地域団体商標の登録主体となる NPO 法人等が商標権を濫用した場合、政府はどのような措置をとるのか。

## 小池政就君（結い）

- ・海外の事例を参考にした商標の保護対象範囲の拡大について見通しを伺いたい。
- ・知的財産戦略としての技術の標準化戦略に対する政府の支援措置について茂木経済産業大臣に伺いたい。

## 塩川鉄也君（共産）

- ・今回の法改正で商標の保護対象に追加される色彩及び音をどのような方法により登録するのか。
- ・特許異議申立て制度の創設に係る本改正は 2003 年の法改正時に措置すべきだったのではないか。